

日本学生支援機構奨学金 予約採用対象 説明資料

～ 『給付奨学金+入学金・授業料免除』 および 『貸与奨学金』 について～

はじめに・・・奨学生としての自覚

- ・奨学金の申請者は「学生本人」です
(**✕保護者ではありません!**)
 - ・成績不振により奨学金が受給できなくなることはないよう、
在学中は学業に専念してください

奨学金・免除ともに、各種手続きの時期・締切等はすべて掲示板やWebポータルにてお知らせします。

(**※少なくとも、週に1度は必ず確認をしてください!!**)

見逃したことにより、奨学金や免除の支援を受けられなくなったというのは学生自身の責任になります。

奨学金・免除担当連絡先

2号館1階 学務課

TEL : 0533-95-1131

Mail : gakumu@aut.ac.jp

【受付時間：平日 9時～17時まで】

※書類に不備があった場合や、急ぎの連絡の際に、上記の電話番号やメールアドレスから連絡する場合があります。この説明会終了後に必ず登録をしてください。

※不在着信が入っていた場合は、必ず折り返し電話をお願いします。入学後に利用できるようになる学籍番号付きのメールは定期的に確認してください。

『奨学金』とは？

1. 『高等教育の修学支援制度』

- ・『給付奨学金(原則返還不要)』と入学金・授業料減免、両方の支援を受けられる制度です。同じ条件で採用が決定されるため、『給付奨学金』が採用となれば、入学金・授業料減免も受けられることになります。
- ・対象は、「非課税世帯及びそれに準ずる世帯」で、これまで第一区分から第四区分の支援区分でしたが、令和7年度からは【多子世帯】の支援が拡充されます。
 - ※進級が出来なかった場合(留年)は、『支援の打ち切り』となり、再度申請することはできません。
 - ※学業が著しく不良等の場合は、返還が必要となる場合があります。

2. 『日本学生支援機構貸与奨学金』

- ・将来、返還の義務がある奨学金です。『第一種奨学金』は無利子、『第二種奨学金』は利子付きです。
- ・「高等教育の修学支援制度」よりも基準が緩やかで、多くの学生が利用しています。
 - ※進級ができなかった場合(留年)は『廃止』となります。
 - ただし、翌年度進級できるだけの単位数を取得し、翌々年度進級ができた場合は、貸与奨学金に限り再度申請することが可能です。
 - 例：2025年 1年生入学
 - 2026年 留年により2回目の1年生→申請不可
 - 2027年 2年生へ進級→申請可

支援額について

【支援区分と支援額】

「高等教育修学支援制度(給付奨学金+授業料等減免)」

「貸与奨学金」

所得の区分 (年収目安)	1子・2子世帯 資産要件：授業料減免・給付奨学金とも5,000万円未満			多子世帯 資産要件：授業料等減免3億円未満、 給付奨学金5,000万円未満			
	支援区分 (呼称)	授業料減免 支援額	給付奨学金 支援額	支援区分 (呼称)	授業料減免 支援額	給付奨学金 支給額	
①～270万円	第Ⅰ区分	満額	38,300(自 宅) 75,600(自宅外)	第Ⅰ区分 (多子世帯)	満額	38,300(自 宅) 75,600(自宅外)	
②～300万円	第Ⅱ区分	2/3	25,600(自 宅) 50,400(自宅外)	第Ⅱ区分 (多子世帯)	満額	25,600(自 宅) 50,400(自宅外)	
③～380万円	第Ⅲ区分	1/3	12,800(自 宅) 25,200(自宅外)	第Ⅲ区分 (多子世帯)	満額	12,800(自 宅) 25,200(自宅外)	
④～600万円	理工農系	第Ⅳ区分 (理工農系)	1/3 (短大は1/4)	無し	第Ⅳ区分 (多子世帯)	満額	9,500(自 宅) 19,000(自宅外)
	上記以外	—	不採用/停止	不採用/停止	多子世帯	満額	無し
⑤600万円～	—	不採用/停止	不採用/停止				

種別	貸与月額	
第一種 (無利子)	自宅通学	20,000、30,000、 40,000、54,000 (短大生は53,000)
	自宅外通学	20,000、30,000、 40,000、50,000、 64,000 (短大生は60,000)
第二種 (有利子)	20,000～120,000 (10,000円単位で選択可能)	
入学時特別増額 貸与奨学金	100,000～500,000 (100,000円単位で選択可能)	

※資産額が5,000万円以上の場合、給付奨学金の支給はありません

※資産とは、現金、預貯金、有価証券、投資信託、貴金属等のことをいいます

※給付奨学金の「自宅外通学」は、所定の要件を満たした場合にのみ適用されます

※「生活保護世帯」や「児童養護施設等から自宅通学する方」の月額は一部異なります

奨学金の採用種別について

『採用候補者決定通知』の表面を確認し、自身が採用になっている奨学金の種別を確認してください。

1. 選考結果

1. 申込内容及び選考結果

申込内容	給付奨学金	貸与奨学金		入学時特別増額貸与奨学金
	希望する	併用貸与・第一種奨学金・第二種奨学金の審査を希望する		希望する
選考結果	給付奨学金 ^(※4)	貸与奨学金		
	候補者決定 支援区分：第Ⅰ区分	ア～ウのうち、「候補者決定」と記載のものを1つだけ選択できます		
		ア：併用貸与 ^(※1)	イ：第一種奨学金	ウ：第二種奨学金
		候補者決定	候補者決定	候補者決定
要件確認 ^(※2)	国籍・在留資格等	○	○	○
	家計に関する基準	○	○	○
	学業成績・学修意欲に関する基準	○	○	○
	高卒後の期間・高卒認定合格(見込)	○	○	○
	マイナンバー関係書類の提出	○	○	○
	その他必要書類の提出 ^(※3)	○	○	○

※進学後、「候補者決定」以外の奨学金を追加で希望する場合は、【在学採用】の手続きが必要となりますので、学務課窓口まで申し出てください。
予約採用で給付奨学金が不採用となった場合も在学採用で再度申請可能です。

2. 申込内容

2. 採用候補者となった奨学金の内容について

		給付奨学金 ^(注1)	第一種奨学金 (無利子) ^(注5)	第二種奨学金 (有利子)	入学時特別増額 貸与奨学金(有利子)
利用条件 ^{(注2)(注3)}		支援区分：第Ⅰ区分◆ 社会的養護を必要とする人	併用貸与の利用可		日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込：不要
			最高月額利用：可 猶予年限特例：対象		
申込時の 選択内容 ^(注4)	貸与額	*****	最高月額	月額120,000円	一時金500,000円
	返還方式	*****	所得連動返還方式	定額返還方式	定額返還方式
	保証制度 ^(注6)	*****	機関保証	人的保証	人的保証
	利率の算定方法	*****	*****	利率見直し方式	利率見直し方式

※自分がどの奨学金の採用となっているかしっかり確認したうえで、今後の手続きを進めてください。

手続きの流れ：①書類の提出

【全員提出】

★『令和7年度大学等奨学生候補者決定通知』※裏面に必要事項を記入のうえ提出

・ 本人住所

現在住んでいる住所を記入(×住民票の住所)

・ 電話番号⇒親の携帯番号 または 実家の固定電話

・ 携帯番号⇒自身の携帯番号

・ 「1. 奨学金振込口座について」

⇒全員必要(※学生本人名義の口座を持っていない場合は、早急に開設してください)

「2. 給付奨学金について」

⇒給付奨学金採用候補者はどちらかに必ず必要

“進学届にて「自宅外通学」を選択します”を選択する場合、自宅外通学証明書類を提出

「3. 貸与奨学金について」

⇒入学時特別増額貸与奨学金申請者で「日本政策金融公庫の【国の教育ローン】の申込：必要」となっている方は

どちらかに必ず必要

⇒保証制度で【人的保証】を選択者はどちらかに必ず必要

★奨学金が振り込まれる学生本人名義の通帳コピー ※銀行名・支店名・口座番号・口座名義が確認できる箇所

★『進学届入力下書き用紙』

手続きの流れ：①書類の提出

【該当者のみ提出】

★入学時特別増額貸与奨学金採用候補者のうち、『「国の教育ローン」申込：必要』と記載がある

- ・『入学時特別増額貸与奨学金』に係る申告書
- ・融資できない旨が記載された通知文のコピー

★給付奨学金採用候補者のうち在留証明が必要な者

- ・『在留カードのコピー』『特別永住者証明書のコピー』『住民票原本』等、在留資格、在留期間が明記されているもの

★給付奨学金採用候補者のうち自宅外通学の者

- ・『賃貸借契約書』または『入寮許可書』のコピー等
- ・『通学形態変更届(自宅外通学)』

※賃貸借契約書は契約日、入居日、契約期間、契約内容等が確認できるもの

※『賃貸借契約書』を提出する方で、学生本人の名前がどこにも記載されていないまたは契約者(借主)が生計維持者または学生本人のどちらでもない、という方はご相談ください。追加で書類の提出が必要な場合があります

※初回振込時には、『自宅通学月額』で振り込まれますが、書類審査が終わり次第、『自宅外通学月額』が適用され、書類の提出から約2～3か月後に差額分が振り込まれます

手続きの流れ：②進学届の入力（入力期間及び方法）

- ・ 入力期間：①4月1日（火）～4月7日（月） 振込日：4月21日（月）
②4月8日（火）～4月23日（水） 振込日：5月16日（金）
③4月24日（木）～5月23日（金） 振込日：6月11日（水）
④5月24日（土）～6月23日（月） 振込日：7月11日（金）

※入力可能時間は8時～25時

・ 入力方法

『進学届入力下書き用紙』を記入し、学務課でチェックを受け、不備がない場合は、
入力に必要な**ID**と**パスワード**をお知らせします。必ず入力期限までに手続きを行ってください

※学務課でのチェックは、各期間の最終日前日（土日祝日は受付できません）17時までに完了

※進学届提出用パスワードは「奨学生採用候補者決定通知【本人保管用】」に記載

※『奨学生採用候補者決定通知』を紛失してしまった方は、スカラネットより簡易版を印刷

手続きの流れ：②進学届の入力(変更可能な項目)

進学届の入力後は変更できない項目もありますので、しっかり確認の上、入力してください！

入力時に変更できる項目



- ①貸与奨学金の利用有無
- ②貸与奨学金の月額
- ③入学時特別増額貸与奨学金の利用有無及び金額
- ④利率の算定方法
- ⑤第一種奨学金返還方式
- ⑥保証制度
- ⑦生計維持者情報
- ⑧奨学金振込口座情報
- ⑨公金口座の利用有無
- ⑩生年月日・性別

※追加で奨学金を申し込みたい場合は、『在学採用』として別途手続きを行う必要があります

手続きの流れ：②進学届の入力(入学時特別増額貸与奨学金について)

『採用候補者決定通知』の『入学時特別増額貸与奨学金』の箇所に、

【**日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込：必要**】と記載されている方のうち、必要な書類が提出できない方

※入学時特別増額貸与奨学金は「**国の教育ローン**」の申込をし、**審査が通らなかった場合に利用できるため、審査の結果が記載された通知文が必要**(詳細は貸与奨学生採用候補者のしおりP. 20参照)



『入学時特別増額貸与奨学金』の受給資格がないため、進学届の入力時に「**辞退**」が必要



「あなたは入学時特別増額貸与奨学金の貸与を希望しますか？」の設問で、
⇒ **「いいえ**」を選択してください

手続きの流れ：②進学届の入力(貸与奨学金保証制度について)

①人的保証

連帯保証人 ⇒ 父または母

保証人 ⇒ 自身から見て4親等以内(叔父や叔母)の65歳未満の親族

(※父母は不可)

※事前に連帯保証人、保証人の承諾を得てください。承諾なく手続きを進めた場合、採用取消となる可能性があります

※保証人の詳細な選任条件は、『貸与奨学生採用候補者のしおり』のP.16～19を確認

②機関保証

保証期間中、毎月保証料を払うことで(貸与月額より差し引かれます)連帯保証人及び、保証人の選任をする必要がありません

※人的保証選択者は再度確認をし、変更をする場合は、進学届入力時に変更してください

手続きの流れ：②進学届の入力：人的保証選択の注意点

- ・必ず進学届入力前に、連帯保証人および保証人の承諾を得ること！！
 - ・連帯保証人および保証人の住所は、『印鑑登録証明書』に記載されている住所で入力をする事！！
 - ・『印鑑登録証明書』は、『返還誓約書』の提出の際に必要となるので、保証人に選任する人物が離れたところに住んでいる場合は、事前に準備しておいてもらうと手続きがスムーズに行える
- ※『第一種奨学金』、『第二種奨学金』両方の貸与を受ける場合、種別ごとの『返還誓約書』に【印鑑登録証明書】が必要となります。連帯保証人および保証人の【印鑑登録証明書】を各2通ずつ準備してください

共通事項：採用後の手続きについて

①採用直後、②毎年4月、③毎年度末、④貸与終了時に各自で行う手続きがあります。

その他、適宜、学務課から連絡することがあります。

①採用直後(随時) (貸与のみ)	<ul style="list-style-type: none"> 採用書類の配付 『返還誓約書』提出 	Webポータルにて連絡、書類配布 ※返還誓約書が期限内に提出されない場合、 全額返金のうえ、採用取消 となります
②毎年4月 (給付のみ)	<ul style="list-style-type: none"> 在籍報告 ※在籍状況や通学形態について変更がないか報告するための手続きです。この手続きを行わないと奨学金が 【停止】 となり、さらに 受給月数が減じられます	Webポータルにて連絡 ※Webポータルの見落としにより、自身に不利益が生じることがないように、週に一度は確認するようにしてください
③毎年度末	<ul style="list-style-type: none"> 継続申請(貸与のみ)、適格認定 ※次年度も奨学金を継続するか確認のための手続きです。この手続きを行わないと自動的に 【廃止】 となります ※適格認定は大学側が皆さんの成績から奨学生として相応しいか判定を行います	Webポータルにて連絡 ※期限を過ぎた場合の特別措置はありません。必ず期限までに手続きしてください
④貸与終了時	<ul style="list-style-type: none"> 『返還確認票』等(貸与のみ)の交付 ※返還に向けて必要な手続きの案内をします。この手続きを行わないと、延滞金の発生、財産等の差し押さえの原因となります	Webポータルにて連絡、書類配布

適格認定における学業基準について

- 標準修業年限で卒業できないことが確定した時点(留年等)で支援が打ち切られます。(給付・貸与共通)
- 修得単位数や成績状況、その他学修意欲状況により、「廃止」(支援の打ち切り)や「警告」(2年連続で受けると「停止」または「廃止」)の措置がとられます。
(例：2回連続して出席率8割以下の場合、廃止) **学修状況等が著しく悪い場合(修得単位数がほぼ無い等)、返還が必要になることがあります。**

支援を受ける際の注意点①

- ・『給付奨学金』と『貸与奨学金の第一種奨学金』の両方が採用となっても、給付奨学金の支援区分によっては金額が調整される(併給調整といいます)ことがあります。

※例：給付(第一区分)と第一種月額4万円で申請し、両方採用となっている場合

⇒第一種奨学金は0円、給付奨学金の月額のみ振込される(ただし1子・2子世帯の第Ⅲ区分、第Ⅳ区分(理工農)及び、多子世帯は下記の表の金額)

併給調整の結果、**『第一種奨学金』が「0円」となった場合でも、奨学生としての資格は継続されています**ので、『給付奨学金』の金額に変動があった場合は、振込が再開されますので、『給付奨学金』の金額に変動があった場合は、振込が再開されます。

※例：10月の支援区分見直しにより給付対象外となった場合⇒給付奨学金は0円、第一種奨学金が毎月4万円振込される

給付奨学金支援区分	調整後の第一種奨学金月額	
	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分～第Ⅱ区分	0円	0円
第Ⅲ区分	大学：21,700円 短大：22,900円	大学：19,200円 短大：17,400円
第Ⅳ区分(理工農)	大学：20,000円、34,500円 短大：20,000円、30,000円、40,000円	大学：20,000円、30,000円、44,500円 短大：20,000円、30,000円、47,000円
第Ⅰ区分～第Ⅳ区分(多子世帯)	0円	0円
多子世帯	大学：0円 短大：1,300円	大学：5,600円 短大：8,300円

支援を受ける際の注意点②

- ・ 毎年支援区分が変動する可能性がある(給付奨学金のみ)

⇒毎年家計状況に応じて支援区分の見直しが行われます。

前年の家計状況が10月からの支援区分に反映されますので、支援区分が上下したり、支援が停止することもあります。

- ・ 学業成績によって支援が打ち切られる可能性がある

⇒毎年度末(短大は半期ごと)に、学業成績が確認されます。

学業成績が振るわない場合には、支援の打ち切り・支給済みの奨学金、**授業料等の返還**を求める場合があります。

※**授業料等の返還**とは、給付奨学金とあわせて対象となる授業料等減免の減免額のことをいいます。

給付奨学生が廃止、且つ、修得単位数が1割未満、出席率が1割未満だった場合、廃止となる年度の4月まで遡り、これまでに振込まれた給付奨学金全額および、還付された授業料等減免額全額を返還しなければなりません。

貸与奨学金：貸与終了後の返還について

『貸与奨学金』は返還が必要です！！

延滞すると・・・

- ・延滞金が発生(年3%)
- ・本人、連帯保証人等へ督促が届く
- ・延滞が3ヶ月以上になると個人信用情報機関へ個人情報が登録される
※登録されると・・・クレジットカードの利用制限・車や家のローンが組めなくなり、
また、返還完了後も5年間情報は削除されません
- ・督促にも応じない場合、裁判所を通じた法的措置(給与・財産の差し押さえ)

返還が難しい場合の救済制度があります

在学猶予
(在学中に申請)

貸与終了後も在学する場合(留年や他大学等へ進学する等)は、申請により返還開始が猶予されますが、申請を行わないと、在学中であっても返還が開始されるようになります。

減額返還
(卒業後、退学後に申請)

毎月の返還額を減らしたい場合に申請することができます。
※審査が通った場合に限りです

返還期限猶予
(卒業後、退学後に申請)

返還期限を延長したい場合に申請することができます。(通算10年が限度)
※審査が通った場合に限りです

企業等による代理返還

奨学金の返還を支援する自治体や企業もあります

※代理返還を行っている企業一覧➡



最後に . . .

日本学生支援機構の『奨学金』および『授業料等の減免』は、学修意欲があるのにもかかわらず、経済的に困難な学生が対象となります。

授業への出席状況や、定期試験・レポート提出の結果による成績等で奨学生としての資格があるかどうかを判断するため、進級に必要な単位が修得できず **卒業延期(留年)** が確定してしまうと奨学金は受給できなくなります。在学中は学業に専念し、学生生活を過ごしてください。